

2010.春

公務員の賃金・労働条件

交渉で決まる方向に



労働協約締結権が付与されると賃金・労働条件は民間で働くみなさんと同じように労使交渉で決めることになります

私たちは、「連合」に結集する全国170万人の公務・公共関連労働者で組織する「公務労協」です。

さて公務関連で働く皆さんに重要なお知らせがあります。非現業公務員には、現在、労働基本権のうち労働協約締結権と争議権が付与されていません。しかし、民主党を中心とした政権の下、2012年までに「労働協約締結権」が付与される可能性が高まっています。

労働組合が必ず必要です！

労働協約締結権が付与されると「人事院・人事委員会勧告制度」がなくなることが予想されます。現在は、人事院が民間の給与実態等を調査して、公務員労働者の給与・労働条件について勧告しています。しかし労働協約締結権が付与されると、労使間で自律的に団体交渉を行い、**当局と労働組合の間で「労働協約」を結ぶこと**によって決めるようになります。

これまで人事院勧告が出されても、政府が一方向的に凍結を行ったことがあり、また、現在6割を超える自治体において人事委員会勧告の値切り・削減が行われています。したがって労働基本権の回復は、私たち公務員労働者の悲願なのです。

労働協約とは

労使が対等の立場で行う団体交渉で給与・労働条件について、合意した結果を文書化したものです。

これは労使間の「約束事」であり、協約で確認したことは労使双方が順守しなければなりません。

現在のところ、公務員労働者には、この労働協約を結ぶ権利が認められていません。

公務労協

公務公共サービス労働組合協議会



国公連合

好機到来

労働協約締結権が付与されると、自らの手で自らの賃金・労働条件を決めることができます。これから私たち公務員労働者、官公部門労働組合を取り巻く状況は激変の時代を迎えます。私たち公務労協・国公連合はタイムリーな形で、公務員労働者の皆さんに情報を提供していきますので、よろしくお願ひします。

「公務員への労働基本権付与」 仙谷大臣が言明



2009年10月6日仙谷担当大臣は、ILO結社の自由委員会のウルフ・エドストローム氏と会談しました。その中で仙谷大臣は、公務員の労働基本権の回復を言明しました。「40年以上もグローバルスタンダードから外れてきたという引け目を感じている。是非この遅れを取り戻したい」との発言もあり、労働基本権の回復が、さらに加速することが予想されます。

公務労協（公務公共サービス労働組合協議会）

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台3-2-11 総評会館5階
TEL 03-3251-7799 FAX 03-3251-7794
E-mail info@komu-rokyo.jp

公務労協は、連合に加盟する公務・公共サービス関連の労働組合が結集した組織で170万人が加盟しています。

（構成組織）

自治労 日教組 国公連合 都市交 全水道 林野労組 全印刷 自治労連 全造幣
JP労組（オブ加盟） 日高教（オブ加盟）

国公連合（国公関連労働組合連合会）

〒101-0052 東京都千代田区神田小川町1-10-3 保坂ビル4階
TEL 03-5209-6205 FAX 03-5209-6206
E-mail jpsu@kokko.jtuc-rengo.jp

国公連合は、国家公務員・国公関連の職場にはたらく仲間11万人の組織です。

（構成組織）

国税労組 国公総連 政労連 全駐労 税関労組 国交職組、国会職連（オブ加盟）